

平成 28 年 2 月 10 日

## TPP 協定の締結に向けた法整備の対象とすべき実演の範囲について

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会  
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会及び一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）は、次のとおり意見を表明する。

### 1. TPP 協定の締結に向けた法整備は、全ての実演を対象として行うべき。

TPP 協定の締結に向けた法整備の検討が進められているが、実演の権利保護に関し、「音の実演」と「映像の実演」を差別すべきではない。「音の実演」及び「映像の実演」は、等しく著作権法の定める「実演」であり、両者に保護期間等の差異を設ける積極的な理由は認められない。放送番組を例にとれば、両者がひとつの番組として一体となって流通する現代において、保護期間等に差異を設けることは将来において権利処理上著しい煩雑さを招き、この数年来推進が叫ばれている放送番組の利用円滑化の方針に逆行するものである。

また、今回の「総合的な TPP 関連政策大綱（TPP 総合対策本部決定）」においても、政策大綱実現に向けた主要施策として掲げられている著作権関係の制度整備に係る事項では、保護期間の延長等につき、「音の実演」と「映像の実演」を特段区別していない。

過去においても、2002 年の実演家人格権に係る法整備の際には、「音の実演」と「映像の実演」を区別する根拠がない等の理由により、全ての実演を対象に、実演家人格権の付与がなされている。

従って、この度の TPP 協定の締結に向けた法整備についても、これまでの対応と同様に、全ての実演を対象として行うべきである。

### 2. 放送実演の二次利用については、既に円滑なライセンス体制が構築されている。

「映像の実演」の保護期間延長は、関係する権利者の多さからコンテンツ流通を阻害するとの指摘がある。しかし、「映像の実演」の内、権利処理が必要とされる放送実演（放送番組に収録された実演）の二次利用については、すでに aRma による円滑なライセンス体制が実現されているため、この様な弊害は少ないと考える。また、権利者不明著作物等の問題については、裁定制度の見直しや拡大集中管理制度の導入等によって対処すべきであり、芸団協および aRma は、今後もこれらの検討に積極的に参画し、更なる権利処理の円滑化に取り組む方針である。

以 上